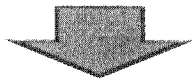


高等学校等就学支援金 家計急変支援制度のご案内

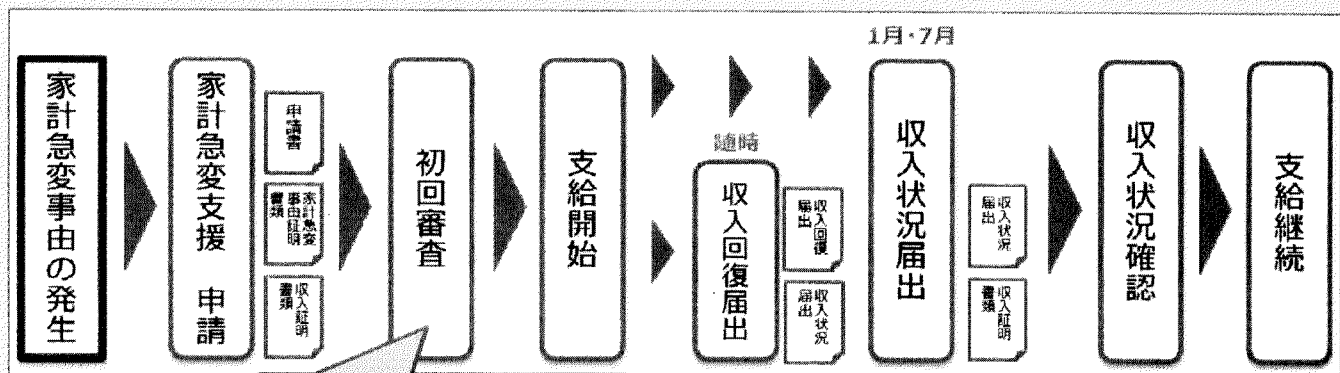
～やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援があります～

やむを得ない理由により収入が急減してしまったが、
住民税に反映されていない方



家計急変支援制度に申請することで、
就学支援金の受給または増額が可能となります場合があります！

申請・受給の流れ



- ①一次審査（事由審査）
- ②二次審査（収入審査）

※各申請期限は学校によって異なります。

※学校を通じて提出された申請に基づき、まずは初回審査のうち、家計急変事由に該当するか判定する「一次審査」を行います。一次審査の結果、要件に該当した場合は二次審査に進みます。その場合は、学校を通じてご連絡します。

※二次審査の結果、要件に該当した場合には支給が決定します。その後、受給を継続するためには、年に2回（1月・7月）収入状況届出を行う必要があります。

※受給中に収入が回復した場合は「収入回復届出」の提出が必要です。

※詳細な手順等は、申請の手引きや利用マニュアルにてご確認ください。

e-Shienへのログイン

ログインには学校より通知されたログインIDとパスワードが必要です。

ご自身の情報が不明な方は、在学期間までお問合せください。



e-Shien 文部科学省 検索

申請方法等の詳細

詳細は東京都生活文化スポーツ局HPで（右のQRコード又は次のURLから）ご確認ください。

※「〇家計急変支援制度について」のボタンをクリックしてください。

(<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogosa/0000000539.html>)



家計急変支援制度の対象となる方

保護者等の負傷、疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に特例的に授業料を支援します。

通常制度の対象にならない方や、現在受給していても、加算額が支給されていない方(※1)は、次の要件を両方満たす場合に支援を受けられる可能性があります。

(要件1) **対象となる家計急変事由に該当**

(要件2) **世帯年収が約590万円未満相当(※2)まで減少**

※1 ただし、都内在住者で、授業料軽減助成金と就学支援金を併せて受給する場合は追加支給はありません。

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安。

	対象となる方の例(※3)	対象外となる方の例
要件1	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷・疾病による療養のため勤務できないこと ・自己の責めに帰することのできない理由による離職 ・令和3年1月2日以後に家計急変事由が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・定年退職 ・自己の責めに帰する理由による自己都合退職 ・離婚や死別
要件2	<ul style="list-style-type: none"> ・家計急変事由発生後の減少した収入の状況をもとにした世帯の推計年収が約590万円未満相当になった場合(※4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・推計年収が家計が急変する前から約590万円未満相当であった場合

収入目安

支給額

※3 家計急変事由を証明する書類(原則、第三者が証明)や家計急変後の収入の状況を証明する書類の提出が必要です。

受給できる金額等について

原則として、申請した月(ケースによっては翌月)分から、授業料額を限度として最大で**月額33,000円**を受給することができます。ただし、支給が認められた月から、直近の6月または12月分までとなり、それ以降は半年分ごとに再度申請し、認定を受ける必要があります。

なお、審査には一定の期間を要するため、支給決定までに半年以上の期間を要する場合があります。申請月や審査状況によっては年度をまたぐ場合もありますので、予めご了承ください。また、支給は学校に対して行います。支給決定後の具体的な還付方法や時期等は学校へお尋ねください。

お問い合わせはこちら

東京都私学就学支援金センター

☎ 03 - 5227 - 1255

平日 午前9:15~午後5:00

高等学校等就学支援金

一家計急変支援制度に申請される前にお読みください

やむを得ない理由により収入が急減してしまったが、住民税に反映されていない方が家計急変支援制度に申請することで、就学支援金の受給または増額が可能となる場合があります。

令和5年5月までに家計急変が生じた方：令和5年7月中に申請が必要です。
家計急変での申請を希望する方は以下の手順を読んで手続きをお願いします。

STEP

1

家計急変の原因となった理由を確認してください。

【東京都版】高等学校等就学支援金家計急変支援申請の手引き* 別添資料4「チェックリスト①（家計急変事由）」の家計急変事由の中に該当するものがあるかご確認ください。

該当するものがない場合は申請対象とはなりません。

以下の理由は家計急変としての申請対象とはなりません。通常の申請でご提出ください。

- ・ 自己の責めに帰する理由による自己都合退職
- ・ 定年退職
- ・ 離婚や死別

都内在住者で、授業料軽減助成金（多子世帯区分を除く）と就学支援金を併せて受給する場合は総支給額が変わらないため、家計急変としての申請の必要はありません。

※原因が対象となるか判断が難しい場合は、東京都私学就学支援金センターにお問い合わせください。

STEP

2

理由を証明する提出書類を用意してください。

「チェックリスト①（家計急変事由）」*の家計急変事由別の必要な提出書類をご用意ください。提出書類が不足している場合等は不備となり、再度提出していただくことになり審査完了までに時間がかかります。

STEP

3

e-Shienで家計急変の申請を学校へ提出してください。

令和5年5月までに家計急変が生じた方は令和5年7月中に申請を行ってください。

以下のe-Shien申請者向け利用マニュアル*に沿って申請します。申請時にはSTEP2で用意した提出書類のアップロードが必要になります。*ご自身での申請が難しい場合は学校にご相談ください。

就学支援金の申請を初めて行う方向けのマニュアル

e-Shien申請者向け利用マニュアル
（家計急変・新規申請編_東京都版）*

就学支援金を申請したことがあり
現在受給中の方向けのマニュアル

e-Shien申請者向け利用マニュアル
（家計急変・変更手続編_東京都版）*

※授業料軽減助成金と併せて受給する場合は対象外

STEP

4

申請後は以下の流れになります。

一次審査で問題がなければ、収入状況を確認するための給与明細書や給与支払証明書等をご提出いただくことになります。

二次審査で支給が認定された場合、原則、支給が認められた月から、直近の6月又は12月までの分が支給され、その後半年毎に申請し、認定を受ける必要があります。

お問合せ先
東京都私学就学支援金センター
☎03-5227-1255
平日 午前9:15～午後5:00

*印の資料や詳細は、東京都生活文化スポーツ局HPで
（右のQRコード又は次のURLから）ご確認ください。
「〇家計急変支援制度について」のボタンをクリックしてください。
(<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogosha/0000000639.html>)



e-Shienログイン
（右のQRコード又は次のURLからご確認ください。
<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>）

